

おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会（第1回） 会議録

I 日 時 令和7年(2025年)10月31日(金) 午前10時00分～11時45分

II 場 所 市役所 602会議室

III 出席者 別紙名簿のとおり

IV 概 要

<b>事務局 (内田課長)</b>	<p>定刻となりましたので、只今から、第1回おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会を開催させていただきます。私は、市民部 人権・男女共同参画課の内田と申します。委員長の選出まで、本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、会議の次第に従いまして進行させていただきます。</p> <p>初めに委員の委嘱を行います。</p> <p>これより、委員の皆様方へ委嘱状を交付させていただきます。委嘱状は、安藤副市長から、皆様のお席にて交付させていただきますので、その場でご起立いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、安藤副市長、お願ひいたします。</p> <p>(出席者に順に委嘱状を交付)</p> <p>井上 智子 (いのうえ ともこ) 様、伊澤 秀一 (いざわ しゅういち) 様は、本日ご欠席でございます。以上の皆様に委員の委嘱をさせていただきました。</p> <p>委員の皆様の任期につきましては、本日から令和9年3月までとなっておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、ここで、副市長からご挨拶を申し上げます。</p>
安藤副市長	<p>皆様、改めましておはようございます。皆さま方におかれましては、公私ともにお忙しい中、おだわら男女共同参画プラン策定検討委員にご就任いただきまして、また、こうして会議にご出席くださいまして誠にありがとうございます。皆さん、もうご存じだと思いますが、国では平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、この法律は、男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる社会の実現のために作られたものですが、その法律の制定から四半世紀が過ぎております。男女共同参画に対する意識というものは一定程度進んでおりますが、まだまだ十分であるとは言えない状況だと思っています。</p> <p>国の第5次男女共同参画基本計画について、現在その改定作業がされているところでございます。第6次男女共同参画基本計画の策定は令和8年度を予定されているということです。新たなこの国の計画に向けましては当然様々な社会情勢の変化などを勘案しながら、新たな視点としては、女性の管理職の登用、女性の政策決定過程へのさらなる参画、こういったものをより強化していきながら男女間の賃金格差の是正、経</p>

	<p>済的な平等も進めていくことです。もう一つは、多様性を尊重した政策の拡充があります。さらには、デジタル社会の発展に伴って女性のテクノロジー分野での活躍促進、IT 活用による男女共同参画社会の実現など、もちろん新しい視点を盛り込んでいきながら男女共同参画を推進する取り組みを強化していくこうという方向性が示されていると認識しております。一方小田原市では、直近の令和4年3月に第3次おだわら男女共同参画プランを策定いたしまして、これまでこのプランに基づいた施策を展開してまいりました。この第3次おだわら男女共同参画プランが、令和8年度末をもって計画期間が満了となりますので、次期計画の策定に備えて、昨年度、男女共同参画に関する市民意識調査を大規模に実施しました。当然実態の変遷とともに、男女共同参画に関する課題も変化してきていると思います。本市としましてはこの市民意識調査で得られました市民の皆さんの意識の変化、あるいはニーズの変化などいろいろあると思いますので、こういったものをしっかりと、的確にとらえながら、また国の第6次男女共同参画基本計画の内容も十分に勘案して、新しい第4次おだわら男女共同参画プランを作っていくたいというように考えております。従いまして委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のないご意見をお寄せいただきまして、新たな本市の計画の策定にお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、冒頭の私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<b>事務局 (内田課長)</b>	<p>それでは、次第4 委員紹介に移ります。</p> <p>委員の皆様には、後ほど、ご発言の機会を持ちたいと思いますが、簡単に自己紹介をいただきたいと存じます。</p> <p>(委員 自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局 自己紹介)</p> <p>本協議会の運営につきましては、人権・男女共同参画課が事務局として対応いたしますので、よろしくお願ひいたします。なお、おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会規則第6条に則り、必要に応じて議事に関係のある者が出席させていただく場合には、その都度、紹介をさせていただきます。</p> <p>以上で、職員の紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<b>事務局 (内田課長)</b>	<p>引き続き会議を進行いたします。</p> <p>次に、配付資料の確認をさせていただきます。なお、冊子類につきましては事前にお渡ししております。</p>
<b>事務局 (熊坂副課長)</b>	<p>( 別紙 資料一覧を読み上げる )</p> <p>資料に過不足等がございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせいただきたいと存じます。</p> <p>( 委員 配付資料確認 )</p>

	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>次に、本委員会の傍聴についてご説明させていただきます。本委員会は、小田原市情報公開条例第 24 条において原則公開と定められており、また、お手元にお配りしている参考資料「おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会傍聴要領」のとおり、会議の傍聴に関して必要な事項を定めております。本日の傍聴希望者はございません。</p> <p>また、会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承ください。</p>
<b>事務局 (内田課長)</b>	それでは、次第5「おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会について」を事務局から説明させていただきます。
<b>事務局 (熊坂副課長)</b>	<p>それでは、おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会についてご説明いたします。黄色の冊子の「第3次おだわら男女共同参画プラン」、資料1（1）「おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会規則」及び、資料1（2）「小田原市附属機関設置条例（抜粋）」をご覧ください。</p> <p>はじめに、「本委員会の設置根拠と役割」でございますが、黄色の冊子、第3次おだわら男女共同参画プランの66ページから、男女共同参画社会基本法が掲載されておりますが、その中の、第14条第3項を根拠として、「小田原市附属機関設置条例」に基づき設置されております。役割といたしましては、おだわら男女共同参画プランの策定における市長からの諮問に応じて、調査、審議し、その結果を報告し、意見の具申をしていただくこととなっております。</p> <p>次に、「協議会の組織及び運営」につきましては、「おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会規則」で定められており、概要是ご覧のとおりですが、委員の人数は、附属機関設置条例で10名以内となっており、本委員会は10名の委員で構成されております。</p> <p>また、会議は委員の1/2以上の出席を開催要件としており、議決には、出席委員の過半数が必要となっております。次に、「委員の身分」ですが、地方公務員法により、附属機関の委員の方は地方公務員の非常勤特別職という身分にあたり、守秘義務が課せられておりますので、本委員会で非公開情報を取り扱った場合にはご留意くださるようお願いいたします。説明は以上でございます。</p>
<b>事務局 (内田課長)</b>	ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等はございますか。
	(質疑なし)
<b>事務局 (内田課長)</b>	<p>ご質問等もないようですので、これで、説明を終わります。</p> <p>それでは、次第6「議題」に入らせていただきます。（1）「委員長及び副委員長の選出」を議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>

<b>事務局 (熊坂副課長)</b>	恐れ入りますが、資料1（1）「おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会規則」をご覧ください。この第4条の規定に則り、委員長及び副委員長は委員の互選により選出することとなっております。つきましては、会長の選出について、皆様方にお願いするものでございます。
<b>事務局 (内田課長)</b>	ただいま、委員長及び副委員長の選出につきまして、事務局から説明がありました。まず、委員長について、皆様からどなたかのご推薦がございましたらお願ひいたします。
<b>神名部委員</b>	小田原短期大学の学長、上野委員を推薦いたします。
<b>事務局 (内田課長)</b>	ただいま、神名部委員から、上野委員を委員長に推薦する発言がございました。上野委員に委員長をお願いするということでいかがでしょうか。
<b>委員</b>	(異議なし)
<b>事務局 (内田課長)</b>	ご異議もないようですので、上野委員を委員長に決定させていただきます。次に、副委員長の選出につきまして、皆様からご意見がございましたらお願ひいたします。
<b>上野委員</b>	前回の策定検討委員会でも副委員長をされていらしたので、谷委員を推薦します。
<b>事務局 (内田課長)</b>	ただいま、上野委員長から、谷委員を副委員長に推薦する発言がございました。谷委員に副委員長をお願いするということでいかがでしょうか。
<b>委員</b>	(異議なし)
<b>事務局 (内田課長)</b>	それでは、正副委員長が選出されたので、恐れ入りますが、上野委員長、谷副委員長は、正副委員長席へお移りいただき、一言、ご挨拶をお願いいたします。
<b>上野委員長</b>	ただいま、委員長を拝命いたしました上野でございます。専門とは違うテーマではありますが、やはりどの分野においても男女共同参画という点はMUSTな課題だと考えております。高市総理が誕生して、女性がクローズアップされる期待感がありますが、しっかりと地に足つけて男女ともに活躍することが大事だと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。
<b>谷副委員長</b>	副委員長を拝命いたしました谷です。大学の方では男女共同参画、ダイバーシティなどについて研究した授業を担当しておりましたが、現場から離れて少し時間もたっております。各分野の皆さまから忌憚のないご意見をいただき、議論していきたいと思っております。

<b>事務局 (内田課長)</b>	上野委員長、谷副委員長、ありがとうございました。 それでは、ここで、安藤副市長から上野委員長に諮問書をお渡しいたします。副市長、よろしくお願ひいたします。
<b>安藤副市長</b>	加藤市長からの諮問書を委員長にお渡しいたします。
	(安藤副市長から、上野委員長へ諮問書の交付)
<b>事務局 (内田課長)</b>	恐れ入りますが、副市長、部長、副部長につきましては、次の公務がございますので、ここで退席させていただきますことをご了承ください。
<b>事務局 (内田課長)</b>	それでは、以後の議事進行につきましては、上野委員長からお願ひいたします。
<b>上野委員長</b>	それでは、議題（3）「第3次おだわら男女共同参画プランについて」、事務局から説明をお願いいたします。
<b>事務局 (熊坂副課長)</b>	それでは、現行のプランとなる「第3次おだわら男女共同参画プラン」についてご説明いたします。黄色の冊子をご覧ください。15ページに、計画の位置づけ、19ページには、計画の体系図を掲載しておりますので、ご覧ください。まず、本プランは、男女共同参画社会基本法に基づいた市町村計画として、策定されております。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」における市町村基本計画及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における市町村推進計画は本計画に盛り込む形としております。そして、国の第5次男女共同参画基本計画、神奈川県の男女共同参画推進プラン等、国や神奈川県の動向に対応した計画となっております。 第3次プランでは、「男女共同参画社会実現のための意識改革」「さまざまな分野における男女共同参画の促進」「雇用における男女共同参画の推進」「誰もが生き生きと暮らせる環境づくり」「あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」の5つを基本方針としております。第3次プランについての総合的評価については、第2回会議においてご報告させていただく予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。 説明は以上でございます。
<b>上野委員長</b>	ありがとうございました。 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等はございますか。
	(質疑なし)
<b>上野委員長</b>	ご質問等もないようですので、次の議題に進みます。 次に、議題（4）「第6次男女共同参画基本計画について」、事務局から説明をお願いし

	ます。
事務局 (若林)	<p>それでは、国の計画であります「第6次男女共同参画基本計画」についてご説明いたしますので、お手元に配布してございます資料2「第6次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方（素案）」をご覧ください。</p> <p>国の計画は、昨年12月に「第6次男女共同参画基本計画」を策定するにあたっての基本的な考え方について内閣総理大臣から諮問され、そのとりまとめに向け、第6次基本計画策定専門調査会のもとに、3つのワーキング・グループを設置して詳細な検討を行いました。その結果を専門調査会で議論し、素案として取りまとめられたものを整理したものが、本日の資料でございます。</p> <p>素案のポイントとしては、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ、Well-beingの実現につながるよう、男女共同参画社会の取組を進めるという考えの下、改正女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点の導入、地域における男女共同参画の取組などを強化しながら取り組むこととしています。</p> <p>第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項は資料の1ページと2ページにお示ししている8項目となります。</p> <p>次に、2ページ、3ページをご覧ください。素案の構成をお示ししています。素案は、「第1部基本的な方針」と「第2部政策編」で構成しています。</p> <p>「第1部 基本的な方針」では、男女共同参画基本計画の目指すべき社会や、社会情勢の現状、予想される環境変化、6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項を整理しています。</p> <p>「第2部 政策編」は、基本的な視点と取り組むべき事項を踏まえ、「I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（Well-being）の実現」、「II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」に加え、これらの取り組みを総合的かつ計画的に推進するための「III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」で構成しています。</p> <p>今後は、すでに終了している公聴会やパブリックコメントの意見等を反映させ、12月の閣議決定を目指しているところである、ということです。この第6次男女共同参画基本計画や、毎年まとめられる男女共同参画白書、かながわ男女共同参画プラン（第5次）等を鑑みながら、市の取組むべき課題に留意して、次期計画に盛り込んでまいりたいと考えております。国の専門調査会の開催状況等につきましては、資料にURLを掲載させていただきました。説明は以上です。</p>
上野委員長	ありがとうございました。 ただいまの事務局からの説明について、ご質問やご意見はございますか。
	（質疑なし）

上野委員長	<p>ご質問等もないようですので、次の議題に進みます。</p> <p>次に、議題（5）「男女共同参画市民意識調査について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (熊坂副課長)	<p>それでは、鶯色の冊子、小田原市男女共同参画市民意識調査報告書の1ページをご覧ください。本調査は、令和7・8年度の2か年で予定している「(仮称) 第4次おだわら男女共同参画プラン」の策定に向けて、男女共同参画の施策形成の基礎資料とするため、市民の意識等を調査することを目的に実施しました。直近では、令和2年度に同調査を実施しており、令和4年3月に策定した、「第3次おだわら男女共同参画プラン」の基礎資料として活用しました。今回の調査方法は、令和7年1月8日から令和7年1月20日を調査期間として、小田原市内在住の外国籍住民を含む満18歳以上の男女3,000人を対象に実施いたしました。</p> <p>調査内容は、1. 男女共同参画（社会）に関する基本的意識についてから 8. あなたご自身のことについて、で構成いたしました。なお、6. 困難な問題を抱える女性への支援については、今回新規設問項目となります。これについては、2024年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、近年、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化していることから、日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性が女性相談窓口に相談できることやどのような問題を抱えているかを確認するための設問としております。</p> <p>回収結果は、3,000人に調査票を郵送し、960人から回答をいただきました。回収率は、32.0%で、前回調査の35.4%と同程度となっております。</p> <p>調査内容の詳細については、今後、5年前の調査結果や国、県や近隣市町との比較などをを行い、次回のおだわら男女共同参画プラン策定検討委員会でご報告させていただく予定です。説明は以上でございます。</p>
上野委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、ご質問やご意見はございますか。</p>
	(質疑なし)
上野委員長	<p>ご質問等も（ない／尽きた）ようですので、次の議題に進みます。</p> <p>次に、議題（6）「意見交換」についてですが、各委員の皆さんには、個人や団体など、男女共同参画に関連する、さまざまな立場から出席いただいておりますので、新しいプランの策定にあたり、委員それぞれ立場から2～3分程度でご発言をいただきたいと思います。</p>
太田委員	<p>意見交換ということですけれども、忌憚なくということが副市長からもありました。自分がこれまで活動してきた実績などを少しお話ししようと思います。私は、「小田原え</p>

	<p>がりて」という少人数の団体で、月に一回男女共同参画について勉強会を開いています。こちらの男女共同参画についての市民意識調査については3月末に発表されましたが、会の中ではこれを使っての勉強会も開催いたしました。調査の中で、私たちが特に印象的だと感じたものは、家事や育児についての項目です（男女共同参画市民意識調査報告書P18）。私たちは、この項目について模造紙に大きく書いて、議論しました。理想と現実をあえて明示しなければならないということに対して、本当は、こういった質問があつてはいけないのではないかと思いました。私たち委員は、これからプランを作るわけですが、プランというものは「これを目標にして頑張りましょう」というものだと思うのですが、いかに実態と理想が乖離しているかということを踏まえないといけないと思っています。そして、一定程度の方においては、女性だけがケアという領域にかかわっており、非常に負担になっていると思っておられます。しかし、一方では、男女双方でやりたいと思っている人も多いということを認識していただきたいと思います。</p> <p>それ以外に、最近感じていることとして、ハラスメントがあります。ハラスメントという言葉は最近多様化していると思います。私のかかわる地域活動では、高齢の方と接することが非常に多いです。最近、企業では取り組みも進んでおりますが、地域ではなかなかそうはいきません。起業も最近はうるさくなっていますから、女性が市民活動をする上で、いろいろなことがあっても、なかなか声を上げられない雰囲気というものもあります。個人的には、今その問題を非常に深刻なこととしてとらえております。</p> <p>自分自身、この会議に参加することで自分の立ち位置を確認したいですし、さまざまな社会的な課題をどうしたら解決できるのかということを皆さんと議論できるのではないかと考えております。</p>
神名部委員	<p>ヤングケアラーについて少しお話をさせていただきたいと思います。実は、自治体によっては、自分のところにはヤングケアは存在しないとおっしゃることもあります。しかし、それは実際、見えていないだけなんだと思います。例えば、お子さんがおじいさんの世話をしているという場合、家族なのだから当たり前と決めつけてしまいがちです。しかし、そのお子さんが部活を我慢する、友達と一緒に遊びに行くのを我慢する、あるいは、家事を担っており、自分の時間が全く取れないというようなことなどもあるのです。現場の人以外よく知らないという現実があると思います。基本的に、子どもたちの健やかな育ちを私たち大人がサポートしなければなりません。家族を支えるのは女性なのか男性なのか、それは場合によって違うと思いますが、やはり男女の役割を固定するというのはよくないと思うのです。私は、出来ることを出来る人がやればよいと思っております。</p>
菊池委員	<p>わたしたちの団体（アマヤドリ）は若者のサポートをしておりますが、相談で一番多いのは、家族や、交際相手、配偶者からの暴力です。市民意識調査の74ページにありますように、令和6年に困難な問題を抱えた女性に対する支援法が、施行されました。つまり、国としても県としても、市としても取り組まなければいけないこととして、大変クローズアップされているところではあります。困難といつても本当に多様ですが、一</p>

	<p>番問題なのは本人が困難な状態にあるということについて気づけていないということです。あまりにも暴力が日常的であったために「これが普通だ」と思っているケースが多く、他の人の家庭でも同じであると思い込んでしまっているのです。こういうところに課題があると思っていますので、充実した啓発についてしっかりと、今後このプランで盛り込んでいけるように、意見を言っていきたいと思っております。</p> <p>実は、最近では男性の相談もかなり増えております。神奈川県には男性のDVシェルターはひとつもないですが、暴力の被害に性別は関係ありません。</p> <p>まずは、困難な問題を抱える女性への支援の取組の重要性を伝え、また男性が抱える特有の苦しさみたいなものについても現場で聞いた声を委員会で伝えていけたらなと思っています。よろしくお願ひします。</p>
谷委員	<p>皆さんのお話を聞きして、なおかつ、この意識調査結果を拝見して、やはり社会全体で見てないところ、家庭や市民活動などにおける暴力やハラスメントの問題についてどのように取り組んでいけばいいのかということが大きな問題としてあると思いました。企業では商品が売れなくて困るので、様々な対策をりますけれども、その他の場面ではなかなか、難しい部分もあります。ですから、見えにくい課題に注目したり、調査したり研究したりということが必要なのかなと思いました。男女共同参画の視点において、注力していかなければいけないのだと思います。</p> <p>男女共同参画推進に関しては、私は40年くらい経年変化を見てきました。最初は企業の人事部の中で関わっていましたが、今は、その頃よりはすごくよくなっています。当時私は、一般職で入社しましたが、今は男女雇用機会均等法により、性別を理由に「総合職に応募できない」「一般職しか選べない」という扱いは禁止されています。徐々に変わってきています。大学でもワークライフバランスを教えていると、学生の考え方も変わってきていると感じます。男子学生の中でも家庭に、子育てに参画していくこうと考えることが当たり前というようになっているので、男女共同参画を取り巻く問題を悲観的なことだけでなく、私たちはさらに前進していこうということで頑張ることが大事なのだと思います。</p>
西岡委員	<p>私の専門としては企業のジェンダーギャップ解消をいかに進めていくかということになります。最近は自治体にインタビューをさせていただいています。いかに企業の利益を高めながらジェンダーギャップを解消していくかということが課題となっています。企業が取り組むべき国際的な基準（WEPs）では、第一原則としてトップの意思決定、リーダーシップと言われています。トップがいかにジェンダー平等に対して推進していく意思を持っているかということなんですが、今日、お話を聴いて、皆さんとお話しさせていただいて、議論が活発に行われていることがまず、素晴らしいなというように思います。事前に市民意識調査のデータを見させていただいておりましたが、83ページからの自由記載欄には否定的な意見も載っていました。「ジェンダー平等はもう達成されているのでは？」というようなものです。しかし、こういった否定的な意見を大きく聞きすぎずに、しっかりとデータを見て判断できればいかなと思っています。社会は、無意識に行っていることや、良かれと思っていることでつくられているものだと思います</p>

	<p>すので、この市民意識調査というのもすごく重要だと思っております。</p> <p>現行のプランについても、取り組みを進めてきた結果をぜひ、見せていただきたいなと思っています。市の施策なので、幅広く取り組まなければならないということも理解はしているものの、市として、次期プランでは、どこを重点的にやるのかというところもしっかりと定めるということが必要だと思っています。ジェンダー平等の推進市として有名な兵庫県豊岡市を、最近取材させていただきました。豊岡市では、まずは企業のジェンダーギャップ解消を取り組もうということでした。企業の経営者に対し、「ジェンダーギャップ解消は企業の利益につながるので一緒にやりましょう」という視点で、市の計画の重点目標にしたということでした。鳥取県もかなり有名ですが、鳥取県は県庁内のジェンダーギャップ解消を重点施策としていました。県庁内の女性管理職を増やすことに力を入れておられました。では小田原市の場合はどうするのか、というところをこの委員会でディスカッションしていきたいと思っています。</p>
本多委員	<p>小田原市の人権擁護委員会という立場で、電話や面接で人権相談を受けていますが、その中には精神を患っている方の割合が高いと感じています。そういった方々とのいろいろなやり取りの中で、医療的な介入もされていると思うのですが、本当にこの人は支援が必要なのだと思いますが、これが難しいです。先ほど、困難な問題を抱える女性に対する支援についての法律ができたというお話をされました。そもそも、これは売春防止法で対応しきれない部分について、ここで、改めて女性の支援が明確になったのですが、どのように運用していくかはまだ周知されておりません。私がずっと専門でやってきた母子福祉、児童福祉の立場からすると、母子家庭の貧困の割合、これは無視できないものがあります。母親の職業が専門職等で頑張っておられる母子もいらっしゃいますが、夫の収入に頼ってきた母子がいて、その女性が離婚した場合、たちまち貧困に陥ってしまう社会構造があると感じています。夫からの養育費も必ずや渡されているものではないという現実もあります。保育園の問題については、ようやく以前より少し解決されてきましたが、きちんとしたサービス、公的なサービスがまだまだ必要だと考えます。</p>
山本委員	<p>商工会議所は、女性の社会進出、男女の働き方というようなことについて、非常に責任を持っている団体であると思っています。先ほどもお声が出ていましたが、経営者の意識が大切だと認識しておりますが、会長など年長者と若い社長や女性の社長では考え方や違うこともあります。かつ小田原では、中小企業、零細企業が多いもので、課題解決にはなかなか難しいものがあります。私は小田原市人権施策推進委員会の委員もしておりますが、学ぶことも多くて、この学びを商工会議所の所属企業の経営者にどう伝えていったらよいか、といつも考えております。また、それから小田原市総合計画審議会に経済団体の代表として参画していますが、人権施策や男女共同参画施策にかかわっているので、経済団体としての意見だけでなく、幅広く意見を言っていきたいと思っております。実は、商工会議所は今年度のテーマを「DE&amp;I」としています。施策の一つとして、小田原マタニティクリニックさんと連携し、会員企業に対し、不妊治療の時間をとれる仕組みを作つていただけるよう働きかけています。また、会議所の</p>

	会員であれば治療費の一部を減額できるような取組を進めております。これは今年度の新しい取り組みです。今回も、この会議で学んだことを会議所の施策に反映させていきたいと思っております。
上野委員長	教育現場というのは、男女の差はないものだとかねてから思っていました。しかし、教員ということで見てみると、小学校では女性の先生が多く、大学ではまだ男性社会だなということがあります。しかしながら、私もそうですが、昨今、女性の学長、女性の管理職は驚くほど増えております。皆さまのお話にも出ていましたが、学生を取り巻く様々な環境下において、家庭内暴力や虐待、実習先での人間関係、就職してからのハラスメント等、いわばよろず相談にも大学は対応しております。ただし、カウンセラーが常駐しているわけではありませんので、一教員が、窓口となっているという現状があります。現在、学内で対応についてのフローを考えています。この委員会に参加することが学生のために役に立つのではないかと思っています。皆さんのお話を聴いてとても希望が湧いてきました。
上野委員長	一通り皆さまからお話しいただきましたが、ここからはフリーな形で、意見交換をしていきたいと思います。どなたかいかがでしょうか。
菊池委員	私は住んでいるところが三浦半島ですので、小田原に長く貢献されている皆さんに、小田原という土地の良さであったり、特徴であったりということをぜひ、自身のお仕事の中で感じられることをお話しいただければと思います。
山本委員	私は小田原生まれ小田原育ちです。銀行で様々な土地の支店長を経験しましたが、銀行員としての経験の中で、カスハラと言われるようなことに遭遇したこともあります。小田原の人たちは、なにかあった時、きちんと説明し誠意を示せばわかつてくれるというような気質かなと思っています。
本多委員	私も小田原育ちですが、気候もよいし、大好きです。
神名部委員	私も小田原生まれです。相談を受けていると、ご高齢の方は、さきほど言っていたような気質もあると感じますが、若い世代の人たちは小田原の古き良き時代のものを脱ぎ捨てている感じがします。子どもたちは、情報の取り方が昔と変わってきてるので、支援しようとしても警戒する傾向も感じられ、人間関係を作ることが難しいことがあります。多少、小田原も変わってきてているのではないかと思います。
太田委員	私は関西出身で、大学は名古屋です。その後東京で働いていました。小田原が子育てるには良いところだということで引っ越ししてきました。結局、小田原が一番長くなりました。知り合った保護者の方を見ていると、地域に関わろうと思っている方が多いのではないかと感じています。様々なことにアンテナを張っていて、意識の高い人が多いと

	<p>思います。そのせいなのか、逆に「母として、妻として、職業人として必要以上に頑張らなきゃ」と思っているのではないかと思います。そういう人たちに対して疎ましく思っている人もいるように感じますが、実は自身の立ち位置を確保するために、少し焦っているのではないかというようなことを感じます。いい人が多いというのもわかりますが、なれ合いがあるのではとも思います。</p> <p>市民活動や地域活動を盛り返そうという熱意のあまり、節度にかけることもあるのではと感じています。</p>
谷副委員長	<p>私は東京生まれで 10 歳の時に横須賀に引っ越しました。今は秦野市民です。前回の委員会のメンバーや、小田原市の知人とお話しする機会もありますが、やはり地元に根付いて、昔ながらの考え方方が強く、いわゆる保守的という部分もあると感じます。小田原をとても愛しているからなのかもしれません。また、3 世代で暮らしているという方も多くて、ちょっと豊かな印象を私は感じています。新幹線が通っているので、東京に通う若い世代、または今まで小田原に縁のなかった方たちが、小田原に移住していると聞いており、少しずつ変わってきているのかなと思っています。</p>
上野委員長	<p>お話の中に、プランを立てていく時に、ヒントになるものもあったのではないかと思います。</p> <p>他に何かありますでしょうか。</p>
本多委員	<p>私は障がいを持つ方の支援もしているのですが、その中で感じていることについてお話ししようと思います。働いている母親が障がいをもつ子どもを持った時に、多くの場合、仕事を辞めざるを得ないということが、今の日本の現状だと思っています。両親は一生懸命子育てをしているのですが、働くということを考えると日本は世界的にも非常に遅れていると思います。多くの母親が、障がいをもつ子どもの通院や施設の送迎などを、一人で担っているのです。障がい児を持つ親に対しての施策において、男女共同参画の視点から抜け落ちているのではないかと感じています。</p> <p>また、障がいを持つ成人の女性たちへの支援についても同様に思っています。11 月にデフリンピックが開催され、私は手話通訳という形で関わっているので、そこからわかることは、男性についても同じではあるのですが、この女性たちは職業面でかなり制限があるという現実です。</p> <p>いろいろな職業には欠格条項、例えば「聴覚障害があると薬剤師になれない」というようなことがありましたが、今、撤廃されつつあります。そんなことも含めて、障がいを持つ方は別扱いで、男女共同参画の視点から外れていないか気になっております。もしかすると、私が詳細を承知していないだけなのかもしれません、これからそういった視点でも勉強をしていきたいと思います。あるいはもっとこの部分を補強すれば、よりすべての人の平等につながることになるのではないかと思います。</p>
上野委員長	障がいのある子どもを持つ夫婦では母親にケアが偏っているのではないか、ということ

	と、障がいを持つ女性に対する支援という極めて今日的な話題提供だったかと思います。
山本委員	人手不足という視点から考えれば、多様な働き方を模索し、障がいを持つ方や、女性、シルバーの方などの雇用についても進めてきております。意識の改革というより、人手不足という視点かもしれませんが、実績を積むことで意識も変わってくるのではないかと思います。好事例を広げていくことが重要ではないでしょうか。また、もちろん、お客様で障がいをお持ちの方もいらっしゃるわけで、ハード面だけでなく、ソフト面、意識改革を進めていきたいと思います。
太田委員	障がい児のケアが女性に偏りがちである背景について、自身の経験を踏まえて意見を述べます。私は、初めての妊娠で流産を経験した際、夫や職場からは支えがあった一方で、親族からは、まるで私に責任があるかのような心ない言葉を受けました。こうした経験から、生まれた子どものあらゆることの責任を女性に負わせるような固定的な見方が、今なお社会に残存しているのではないかと思います。また若い頃から体格に関する言葉をかけられることがあり、女性の身体や出産に対する社会的な期待や圧を感じました。これらの背景を踏まえ、私は、当時の環境では子育てに専念せざるを得ないと判断しました。障がいのある子どもをもつ家庭も含め、誰もが安心して暮らせる社会にしなければならないし、男性は育児やケアから距離を置かず、女性も一人で抱えこむ必要はないという認識を社会全体で共有していくべきです。
神名部委員	福祉の仕組み、つまり障がいサービスや高齢サービスの仕組みはよくできていると思います。ただ現実にマッチするかというと 100% そうであるとは言い切れないです。ヤングケアラーやダブルケアをする人を、ケアする仕組みがうまく使えていないという現状があります。男女共同参画はとても大事なことですが、男性女性関係なく、困っている人にはみんなで助ければいいというように思います。
西岡委員	本多さん、話題提供ありがとうございます。太田さん、自己開示ありがとうございます。障がい児への支援が男女共同参画の考え方から抜け落ちているのではないかという視点でのお話だったかと思います。差別構造の中で 2 つ以上の要素があるときに、その観点が見えにくくなることがあります（インターセクショナリティ）が、まさにそれなのかなと思いました。いろいろな観点から物事を見なくてはいけないと、ひしひしと感じました。私の仕事に引き付けて考えてみると、仕事と育児の両立や、仕事と介護の両立などがありますが、今は仕事を辞めないで育児する、介護するという流れが来ていると思います。そのことに関わる情報提供を企業からすることがとても大事だと言われています。当事者が相談した先で心無い言葉をかけられたとか、相談先が分からぬという状況をなるべくなくしていく、というところがとても大切なのではないかと思います。 特段のケアが必要な子どもがいた場合、誰がケアするのかということになります。夫と

	妻がいた場合に、現在の社会構造、賃金格差がある状態では、夫の方が妻より給料が高いということがあります。くなれば、やはり女性が仕事を辞めるという選択肢を選びやすいです。「二人でやっていこう」というようにならないのは、こういった構造に大きな問題があると考えています。そこをいかに改善していくかということが大切だと思っています。
菊池委員	皆様のご意見は、とても勉強になっています。山本委員がハード面だけでなくソフト面を強化しているということに非常に感銘を受けました。やはり今計画を作ろうとしている我々委員は、市民の方が理解できるもの、使えるものを作らなければなりません。そうしたことを想像しながら、私はこの会議に参加したいと思いました。 今、平等から公平へという考えがあります。「スロープを作ったからいいよね、これでみんな平等だよね」ではなく、みな同じものが見えるようにするために、例えば、背の高さに合わせて違う高さの台を用意することが公平であります。男女共同参画社会を実現するためには、違いや困難をきちんと見た上で、それぞれの方のそれぞれの困難に適した考え方を持つプランを作っていくことが大切なのだなと思います。
上野委員長	本多委員、話題提供をしていただきましたが、いかがでしょうか。
本多委員	ぜひ、反映していきたいと思いましたし、もしすでに取り組みがあるのなら、さらに強化したいと思いました。立場の違う方々からのお話を聴いて、【違う立場】から【同じ課題】について考えるということを感じ、頑張っていいプランを作りたいな、このメンバーなら行けるかなと思いました。
上野委員長	ありがとうございます。その他に何かありますか。
谷副委員長	国や自治体が男女共同参画を進めるということは、弱い人を救う、公平、平等ということもあります。先ほど山本委員からもお話のあった、いま、社会の課題となっている人手不足なども含め、社会全体でどうやって成長していくのか、ということを考えなくてはなりません。今まで働いていなかった女性や、高齢者、障がい者などが、その人らしく働けるような環境を作っていくということが、社会全体の利益として正しいのではないかと思っています。 また、若い人たちの WLB (ワークライフバランス) の意識も強くなっていますので、長時間働くのではなくて自分の生活も大切にしながら働きたいという人たちのために、環境を整えるということも、男女共同参画の大事な目的になるのかなと思いました。 今回の男女共同参画プランは、市の計画ですので、ある程度型にはまったものとなるでしょう。しかし、障がい者の中にも、女性の中にも、それぞれにダイバーシティがあるということを念頭に置かなくてはなりません。その「それぞれ」の課題をどうやって解決していくのかということが、今後、テーマになっていくのかなと思っています。男女共同参画のプランもかなり成熟し、進んできているので、もしかしたらそういったフエ

	ーズに入っているのかもしれません。
菊池委員	今のお話は、非常に心に響きました。我々のところに相談に来てくれる人は成人した若者がほとんどなので、本来であれば社会で活躍して、どんどん働いていく世代の若者です。しかし、相談者のうちほぼ 100%と言っても過言ではないくらい、何らかの精神疾患を発症しており、それは彼らが暴力を受けてきているということの影響と言えます。そうなると働きたくても働けない、能力があっても働けない、ということが現実で起きています。男女共同参画は、福祉の面でも、経済の面でもとても大事と痛感しています。そのことが谷委員の発言で私自身描くことができました。
山本委員	障がい児を持つ方たちのあるグループがアート作品を制作されています。小田原の支店長の時に、その絵を支店に飾ってほしいというお話がありました。すぐに承諾をしたのですが、実は、この話は「有償でリース契約をしてほしい」ということだったのですが、私はボランティアのような気持でおり、自分の固定された考えにはっと気づいたことがありました。初めから考え方方が違っていたことに気づいたのです。このことをきっかけに、どんなことでも、いろいろな視点で、見ていくことが必要だと心がけています。
太田委員	菊池委員の冒頭の問題提起が素晴らしかったと思いました。「小田原らしさ」について、まず最初に聞いてくださった上で、障がいを持つ方の話もあったし、ダイバーシティの話にも及びました。男女共同参画の領域から啓発を続けることによって、困難を抱える方にもアタックできることにつながるのではないか、そういう環境づくりができるのではないかと思いました。私はいつも、男女共同参画は専門領域なのだろうか、枝葉だと言われることもあり、そのことが悩みでしたが、皆さんのお話を聴きし、委員長が「男女共同参画は MUST な課題である」「どんな領域にも関わることである」とおっしゃられたことに、心から賛同いたしましたし、このことがうまく伝えられるプランになれば良いと思いました。
上野委員長	今日はいろいろなご意見を承って、これからどういう方向へ行こうかという会ですので、最後のまとめは致しません。皆さまから様々なご意見をいただきました。中にはお金のかかることがあるかもしれません。事務局に置かれましては、予算の方もしっかりと確保していただきたいと思います。本当にこのテーマは大事ですし、小田原市でしか出来ないこと、小田原市だから出来ることがあるのではないかと思います。では意見交換はこれで終了いたします。
上野委員長	次に、議題（7）「今後の進め方について」、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (熊坂副課長)	それでは、資料3「おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会スケジュール」をご覧ください。 本委員会は、今年度2回、来年度3回の計5回の開催を予定しております。

	<p>今後の進め方についてですが、次回（第2回）の委員会に向けて、事務局では、現行プランに紐づく本市の取組について、各所管課が実施した事業内容の評価や課題の抽出、議題（5）で概要をお伝えした市民意識調査結果の分析等を行います。その評価・分析の結果や本日皆様からいただいたご意見を踏まえて、計画体系図の骨子（案）等を作成いたしますので、委員の皆さんには、次回（第2回）委員会で、ご意見を伺いたいと存じます。</p> <p>第3回の委員会では、第2回で検討した計画体系図（案）をもとに、庁内組織である小田原市男女共同参画推進協議会の意見等も踏まえた上で、計画の具体な内容を検討する予定です。</p> <p>第4回の委員会では、事務局が作成する次期「おだわら男女共同参画プラン（素案）」について皆さんにご意見をいただき、その後のパブリックコメントを経て、第5回の委員会で、次期「おだわら男女共同参画プラン（最終案）」を検討したいと考えております。</p> <p>なお、次回の委員会（第2回）については、1月下旬から2月上旬に開催する予定ですが、本日、日程調整表をお配りしますので、11月9日（月）までに、事務局までご回答くださいますよう、お願ひいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
上野委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、ご質問やご意見はございますか。</p>
	(質疑なし)
上野委員長	事務局からの事務連絡をお願いします。
事務局 (熊坂副課長)	<p>第2回は1月末～2月初旬を考えております。お手元に日程調整表をお配りしております。今わかる方はこの後、ご記入いただいても構わないですし、後ほどメールでもご案内いたしますので、ご予定についてお知らせいただきたいと思います。ご協力をお願いいたします。</p> <p>また、次回会議に向けては、検討していただきたいことについての資料を事前にお送りし、ご意見をいただきたいと存じます。お忙しい中恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。</p>
上野委員長	事務連絡について、何かご質問等がございますか。
	(質疑なし)
上野委員長	本日は、円滑な議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。お疲れ様でした。

以上

おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会 第1回出欠簿

		氏名	出欠
1		伊澤 秀一	欠席
2		井上 智子	欠席
3	委員長	上野 奈初美	出席
4		太田 あかね	出席
5		神名部 耕二	出席
6		菊池 操	出席
7	副委員長	谷 俊子	出席
8		西岡 史恵	出席
9		本多 洋実	出席
10		山本 博文	出席